

京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領第9条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定を行うに当たり、次のとおり参加者を公募します。

平成19年11月19日

京都市長 梶本頼兼

1 業務内容

(1) 業務内容

「今後の京都市における住宅政策方針の策定に関する調査業務」

平成20年度に開催を予定している住宅審議会では、平成17、18年度住宅審議会において抽出された今後の検討課題について詳細に検討することとしている。本業務は、これに先立ち、検討に必要な市民の居住実態や居留意向、住宅市場の動向等について、既存施策の状況や既存の統計調査、平成17、18年度住宅審議会の審議内容を踏まえ、調査を行う。

(2) 履行期間

契約の日から平成20年3月31日まで

(3) 成果物納品場所

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

2 説明書の交付期間、場所及び方法

次の各号に定める期間及び場所において、説明書を手渡しにより配布します。

(1) 交付期間

公告の日から参加希望申出書提出期限の日まで。ただし、京都市の休日を定め

る条例に規定する本市の休日を除きます。

なお、交付を行う時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（提出期限の日は午前9時から正午まで）とします。

(2) 交付場所

ア 郵便番号 604-8571

イ 住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎5階）

ウ 交付者 京都市都市計画局住宅室住宅政策課企画担当

エ 電話番号 075-222-3666

3 質問の受領期間、方法、提出先及びその回答

(1) 受領期間及び提出方法

本件に関する問い合わせは、書面（様式自由）により、平成19年11月22日までにFAXにて行ってください。（なお、必ず着信確認を行ってください。）

(2) 提出先

ア 受託候補者選定に関する事項

(ア) 担当 都市計画局住宅室すまいまちづくり課計画担当

(イ) 電話番号 075-222-3635

(ウ) FAX番号 075-222-3526

イ 業務内容に関する事項

(ア) 担当 都市計画局住宅室住宅政策課企画担当

(イ) 電話番号 075-222-3666

(ウ) FAX番号 075-222-3526

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成19年11月26日までにFAXにて行うこととし、

回答については、説明書の交付を受けた者全員に回答します。

4 応募に係る事項

(1) 応募資格

応募者は、次の資格要件をすべて満たしていることとします。

- ア 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿（建築設計又は土木設計）に登録している者であること。
- イ 本市の区域内に本店、支店、営業所又は事務所を有すること。
- ウ 参加表明の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- エ 一級建築士、二級建築士又は技術士（建設部門）のいずれかの資格を有する技術者を配置すること。
- オ 「住宅マスタープラン」、「住生活基本計画」、「公営住宅ストック総合活用計画」、「住宅建設5箇年計画」、「公的住宅の供給に関する計画等」その他住宅計画に関する調査業務について、都道府県、政令指定都市又は中核市からの受託実績があること（平成9年4月1日以降に業務完了したものに限る。）。

(2) 応募に要する書類、期限、場所及びその方法

ア 提出書類

参加希望申出書（第1号様式）

イ 提出期限

平成19年11月27日（火）

なお、提出の受付を行う時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

ウ 提出場所

2の(2)と同じ

エ 提出方法

持参するものとし、これ以外の方法(郵送、FAX、電子メール等)による提出は受理しません。

(3) 資格の確認に要する書類、期限、場所及びその方法

ア 提出書類

(ア) 業務実績調書(第2号様式)

(イ) 配置技術者調書(第3号様式)

(ウ) 業務に従事する者の代表者に係る建築士法第5条に基づく一級建築士、
二級建築士又は技術士の免許証の写し

イ 提出期限

平成19年11月27日(火)

なお、提出の受付を行う時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

ウ 提出場所

2の(2)と同じ

エ 提出方法

4の(2)のエと同じ

5 技術提案書に提出に関する事項

(1) 提出書類

技術提案書(第4号様式～第8号様式) 10部

(2) 提出期限

平成19年12月11日(火)

また、提出時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出場所

2の(2)と同じ

(4) 提出方法

4の(2)のエと同じ

6 受託候補者の選定方法及び基準

受託候補者の選定は、京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定委員会において、提出された技術提案書の評価及びヒアリングにより行うこととします。

(1) 評価項目

ア 配置技術者の資格及び実績等

- (ア) 統括責任者の資格, 経験年数
- (イ) 統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績
- (ウ) 統括責任者の手持業務の件数
- (エ) 主任技術者の資格, 経験年数
- (オ) 主任技術者の過去10年間の同種又は類似実績
- (カ) 主任技術者の手持業務の件数
- (キ) 担当者の資格, 経験年数
- (ク) 担当者の過去10年間の同種又は類似実績
- (ケ) 担当者の手持業務の件数

イ 業務実施方針等

- (ア) 業務の理解度
- (イ) 業務実施方針の妥当性

(ウ) 業務実施手法の妥当性

ウ 提案事項等

(ア) 提案の的確性

(イ) 提案の独創性

(ウ) 提案の実現性

(エ) 見積価格

(2) ヒアリング

ヒアリングは、技術提案書の評価点の上位4者に対して行うこととします。

ア 実施日 技術提案書の受理後、実施日の設定を行います。

イ 内容 技術提案書の内容に関するプレゼンテーションとして15分程度
(詳細は、技術提案書の受理後に連絡します。)

ウ その他 プロジェクターの使用可 (パソコンは必要に応じて持参してください。)

7 その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法 (平成4年法律第51号) によるものとします。

(都市計画局住宅室住宅政策課)